

○羽村・瑞穂地区学校給食組合行政不服審査条例

平成 28 年 11 月 21 日条例第 6 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号。以下「法」という。）その他法令で定める不服申立てに関し必要な事項を定めるものとする。

(手数料等)

第 2 条 法第 38 条第 6 項の規定により読み替えて適用する同条第 4 項（他の法令において準用する場合を含む。）及び法第 81 条第 3 項の規定により読み替えて準用する法第 78 条第 4 項（他の法令において準用する場合を含む。）の条例で定める手数料の額は、無料とする。

2 法第 38 条第 1 項（他の法令において準用する場合を含む。）及び法第 78 条第 1 項（他の法令において準用する場合を含む。）に規定する写し又は書面の交付を受ける審査請求人又は参加人は、当該交付を受けるために要する費用について、規則で定める額を負担しなければならない。

(羽村・瑞穂地区学校給食組合行政不服審査会)

第 3 条 法第 81 条第 1 項に規定する機関の名称は、羽村・瑞穂地区学校給食組合行政不服審査会（以下「審査会」という。）とする。

(組織)

第 4 条 審査会は、委員 5 名以内をもって組織する。

(委員)

第 5 条 委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法令又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから、管理者が委嘱する。

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長及び副会長)

第6条 審査会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審査会の会議(以下、「会議」という。)は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第8条 審査会の庶務は、給食課庶務係において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

(罰則)

第10条 第5条第4項の規定に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和47年条例第7号)の一部を次のように改正する。

別表第1 使用料等審議会委員の項の次に次のように加える。

行政不服審査会	会長	日額10,000円
	委員	日額9,000円